

# 監査役の責任に関する裁判例の検討

岡田昌浩

## 一 はじめに

平成14年商法・商法特例法改正以前の株式会社<sup>(1)</sup>と異なり、現在、株式会社は必ずしも監査役を置くことを要求されていない。しかし、なお多くの株式会社は監査役設置会社など監査役を置く会社<sup>(2)</sup>であり、かかる会社においては監査役が経営を監督することが期待されている。

監査役が経営監督機能を適切に果たせるようにするには、監査役に課される責任が適切なものでなければならない。また、どのような場合に監査役が責任を負うのかが分かなければ、監査役となる者には責任追及について予測可能性がなくなり、とりわけ社外監査役の就任を躊躇させる恐れがある<sup>(3)</sup>。

- 
- (1) 平成14年の商法特例法の改正により委員会等設置会社(現在の指名委員会等設置会社)制度が導入され、大会社については監査役を置かないことを定款で選択できるようになった。さらに、平成17年の会社法制定により「株式会社は、定款の定めによって…監査役…を置くことができる」こととされ(会社法326条2項)、一定の場合を除き監査役を置かないことが可能となっている(会社法327条2項3項)。
- (2) 会社法上、「監査役設置会社」とは「監査役を置く株式会社(その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。)又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社」(会社法2条9号)を指す。このため、いわゆる会計限定監査役(会社法389条1項)を置く会社のように、監査役を置くが監査役設置会社ではない株式会社も存在する。

監査役を置く会社の総数は明らかでないが、2020年8月14日において東証上場会社3677社中2495社(67.9%)が監査役会設置会社である。東京証券取引所『コーポレート・ガバナンス白書2021』(2021年) <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/02.html> 78頁。

いかなる場合に監査役が責任を負うのか、事例に即して考えることは重要である。本稿では、監査役の責任に関する裁判例を概観し、監査役が責任を負う場合を整理したい。

## 二 監査役の責任概論

### 1 監査役 of 職務

監査役は、取締役の職務の執行を監査する（会社法 381 条 1 項）。監査に際しては、監査役 of 会社に対して負う善管注意義務（会社法 330 条・民法 644 条）を果たすため、与えられた権限を適切に行使しなければならない。監査役 of 権限としては、①会社の営業内容や取締役の活動についての「調査権限」、②経営者やその他の取締役の行為に介入し、その是正をなす「是正権限」、③他の監督機関に取締役の行為について報告し、他の監督機関の監督機能の発動を促す「報告権限」の 3 種に分けることができる<sup>(4)</sup>。

調査権限は、取締役および会計参与、ならびに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、または監査役設置会社の業務および財産の状況の調査をする権限（会社法 381 条 2 項）、子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務及び財産の状況の調査をする権限（会社法 381 条 3 項）、取締役会に出席する義務（会社法 383 条 1 項）などがある。

是正権限には、取締役会において必要があると認めるとき意見を述べる義務（会社法 383 条 1 項）、取締役に対する会社の目的の範囲外の行為その他法令定款違反行為の差止請求権（会社法 385 条）、会社が取締役（取締役であった者を含む）に対しまたは取締役が会社に対し訴えを提起する場合に、その訴えについて会社を代表する権限（会社法 386 条）などが含まれる。

報告権限としては、事業年度ごとの監査報告の作成（会社法 381 条 1 項）、

---

(3) 近藤光男「監査役 of 任務懈怠責任」法と政治 69 卷 2 号上（2018 年）277 頁。

(4) 片木晴彦「監査役 of 業務監査・会計監査（一）」民商法雑誌 103 卷 5 号（1991 年）689 頁。

取締役の不正の行為等に関する取締役または取締役会への報告義務(会社法382条)、報告のため必要ある場合の取締役会の招集請求権(会社法383条2項)、取締役が株主総会に提出しようとする議案・書類に法令定款違反等がある場合の調査結果の株主総会に対する報告義務(会社法384条)などが挙げられる。

監査役の監査は、会社の業務全般に及ぶのが原則である。しかし、監査役会設置会社・会計監査人設置会社ではなく、かつ公開会社でない株式会社においては、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる(いわゆる会計限定監査役)。この場合、監査役の調査権限、報告権限は会計に関するものに限定され、是正権限は与えられない(会社法389条)。

## 2 対会社責任

### (1) 要件

監査役は、その任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法423条1項)。すなわち、①任務懈怠、②会社の損害、③任務懈怠と会社の損害の間の因果関係を要件<sup>(5)</sup>として、監査役の会社に対する責任が認められることとなる。ここで任務懈怠とは、監査役に関しては、善管注意義務をもって取締役の職務の執行を監査することを怠った場合、ということになろう。そしてその結果取締役が違法な業務執行を行い、会社に損害を与えた場合に、監査役も責任を負うこととなる<sup>(6)</sup>。

---

(5) 会社法423条1項の責任は、これに加え、④帰責性(故意または過失)が要件とされ、①②③が責任追及側において立証された場合にその不存在の立証責任が役員側にあるとされる。もっとも、善管注意義務の立証があった場合、通常、役員側が無過失を証明する余地はない。江頭憲治郎『株式会社法(第8版)』(有斐閣、2021年)496頁。

(6) 取締役の違法な業務執行を通じてではなく、監査役自身の行為が直接会社に損害を与えることもあり得ないではない。たとえば、監査役が職務上知り得た会社の営業秘密を利用して私利を図る等の行為により会社に現実に損害を生じさせた場合など、やはり善管注意義務違反として、責任を負うこととなろう。江頭・前掲脚注5・565頁。

## (2) 追及方法

監査役をはじめとした役員等の対会社責任の追及をするのは、主に会社自身、株主、管財人が考えられる<sup>(7)</sup>。

かかる対会社責任は、全部免除には総株主の同意を要する（会社法 424 条）。一部免除については一定の手続きで可能であるが、善意無重過失の場合に限られ、監査役については報酬 2 年分を超える部分につき免除できる（会社法 425 条以下）。事前の責任限定契約（会社法 427 条）を締結している会社も少なからず見られる<sup>(8)</sup>。

### ① 会社自身

監査役に対して責任を追及する訴えを提起する場合、原則通り、代表取締役が会社を代表することとなる（会社法 349 条 4 項）。しかし、通常、監査される側の取締役が監査を怠った監査役の責任追及をすることは考えにくい。会社が監査役の責任を追及するのは、経営陣の交代があった場合に、新経営陣が旧経営陣とあわせて旧監査役の責任追及を行うような場合などに限られよう。

### ② 株主

取締役が監査役の責任追及をすることは考えにくいため、株主が会社を代

---

(7) 他に、会社から損害賠償請求権を譲り受けて第三者が役員等の追及することも、一応考えられる。たとえば整理回収機構はその業務の一つとして金融機関等の破綻原因に関与した経営者・銀行等の民事・刑事上の責任追及を行っており、経営者に対する民事責任追及に際しては、損害賠償請求権を譲り受けて訴訟を提起・承継している例が見られる。もっとも、整理回収機構が原告となった公判裁判例で、監査役の責任が問題となったものはないようである。

(8) 全国株懇連合会の 2021 年度の調査によれば、回答した 1081 社の監査役設置会社中 945 社で定款に責任限定契約による責任限定を規定しており、社外監査役に限定して責任限定契約を締結している会社が 539 社、限定せず監査役と責任限定契約を締結している会社が 330 社ある。全国株懇連合会『2021 年度全株懇調査報告書』（2021 年）

<https://www.kabukon.tokyo/data/research.html> 50 頁以下。

表して責任追及の訴えを提起することが可能である（いわゆる株主代表訴訟。会社法 847 条 3 項）。また、株式交換等完全子会社の旧株主による責任追及訴訟（会社法 847 条の 2）、最終完全親会社等の株主による特定責任追及訴訟（いわゆる多重代表訴訟。会社法 847 条の 3）も認められている。

### ③ 管財人

会社が倒産し法定の倒産処理手続きが開始された場合、債権者への配当原資の確保等のために、破産管財人等が会社のために責任を追及する可能性もある。簡易迅速な追及のために、役員責任査定制度（破産法 178 条以下、民事再生法 143 条以下、会社更生法 100 条以下など）も設けられている。

## 3 対第三者責任

監査役は、その職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 429 条 1 項）。

第三者に生じる損害としては、監査役の任務懈怠により阻止されなかった取締役の任務懈怠行為によって直接に損害を受ける（支払いの見込みのない手形の振出など）いわゆる直接損害のケースと、監査役の任務懈怠により阻止されなかった取締役の任務懈怠行為によって会社に損害（典型的には倒産）が発生し、そのことによって間接的に損害を受けるいわゆる間接損害のケースがある。取締役の対第三者責任に関し最判昭和 44 年 11 月 26 日最高裁判所民事判例集 23 卷 11 号 2150 頁は、「法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により右〔善管注意・忠実〕義務に違反し、これによつて第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによつて損害を被つた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損

害を被つた場合であるとを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任すべきことを規定したのである」とする。すなわち、損害については間接損害も直接損害も含むものとし、また取締役には会社に対する義務違反があれば足りるとしているのである。

以上、要件を整理すると、①任務懈怠があったこと、②任務懈怠について監査役に悪意または重過失があったこと、③第三者の損害、④任務懈怠と第三者の損害の間の相当因果関係があること、となる<sup>(9)</sup>。

いずれのケースにおいても、債権者の債権回収・被害救済のために監査役に責任を追及するということがみられる。取締役に資力がないなどの事情により、より責任を負うべきと思われる取締役などではなく、監査役のみが訴えられるケースも散見される。

### 三 裁判例

監査役が扱われた裁判例は、取締役の責任が扱われた裁判例と比べると少ないが、とはいえデータベースを検索するとかなりの数があるようである。本稿では紙幅の関係上、筆者が見つめることができた裁判例のうち、近年10年間のもの（平成25年以降）と雑誌公刊裁判例に限って取り扱うこととする。なお、取締役の善管注意義務・忠実義務違反がないので監査役の善管注意義務違反もない、とされた事例<sup>(10)</sup>は除外した。

#### 1 平成24年以前の公刊裁判例

##### (1) 対会社責任を肯定したもの

##### ① 大阪高判平成18年6月9日判例時報1979号115頁（ダスキン事件）

食品衛生法違反の商品を販売していたこと、これにつき認識した取締役ら

---

(9) 岩原紳作編『会社法コンメンタール9』（商事法務、2014年）347頁〔吉原和志〕。

(10) たとえば名古屋地判平成29年2月10日金融・商事判例1525号50頁、東京地判平成27年10月8日判例時報2295号124頁など。

がその事実を公表しなかったことで、違反発覚により会社に生じた損害につき、役員に対し株主代表訴訟が提起されたものである。本件では、取締役らにその事実を公表すべき義務の違反があったとされた。監査役については、自ら取締役らの「自ら積極的に公表しない」という方策の検討に参加しながら取締役らの明らかな任務懈怠に対する監査を怠った点に、善管注意義務違反があるとして責任を肯定した。

なお、第一審である大阪地判平成16年12月22日判例時報1892号108頁は、上記のような取締役の義務違反を認めておらず、それゆえ監査役の義務違反も認めなかった。

② 東京地決昭和52年7月1日判例時報854号43頁(興人事件)

粉飾決算により配当可能利益がないのに利益配当、役員賞与支給を行った更生会社において、管財人が役員損害賠償請求権査定を申し立てたものである。違法配当額等につき監査役に対する損害賠償請求権が認められた。

③ 大阪地判昭和49年4月26日判例時報781号103頁

取締役の私的な事項についての背信的支出につき、会社破産後に破産管財人が役員等を訴えたものである。監査役の地位にありながらその任務懈怠により会社に対して損害を被らせたとして、損害賠償義務を認めた。なお、監査役は名前だけでよいから監査役になってほしい旨頼まれやむなく承諾したものであるし、会計帳簿類を調査する能力もなかったと主張しているが、監査役としての責任を免れうるものとはなしがたいとされている。

④ 神戸地姫路支決昭和41年4月11日下級裁判所民事裁判例集17巻3・4号222頁(山陽特殊製鋼事件)

粉飾決算により配当可能利益がないのに利益配当、役員賞与支給を行った更生会社において、管財人が役員損害賠償請求権査定を申し立てたものであ

る。計算書類につき果すべき調査義務<sup>(11)</sup>を尽さなかったとして、違法配当額等につき監査役に対する損害賠償請求権が認められた。

(2) 対会社責任を否定したもの

(a) 任務懈怠を否定したもの

① 東京高判平成 20 年 5 月 21 日判例タイムズ 1281 号 274 頁（ヤクルト事件）

上場会社で行われたデリバティブ取引による損害につき、常勤監査役を含む役員に対し株主代表訴訟が提起されたものである。取引を実行した取締役については、他の役員に事実を隠蔽した上で、リスク管理体制で定めた想定元本の限度枠を超える取引を行ったとして善管注意義務が認められている。会社にリスク管理体制が構築され相応に機能していたとし、監査室からも、監査法人からも特段の指摘がなかったのであるから、不正を発見できなかった常勤監査役には善管注意義務違反があったとはいえないとした。

第一審である東京地判平成 16 年 12 月 16 日判例時報 1888 号 3 頁も同様の判断を示している。

(b) 因果関係を否定したもの

① 大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判例時報 1721 号 3 頁（大和銀行事件）

銀行海外支店での従業員の長期間にわたる損失隠しのための債券不正取引を防止できなかったこと、および損失が発覚した後外国銀行監督当局に対して隠蔽を行ったが発覚したことにより会社に発生した損害につき、株主代表訴訟が提起されたものである。監査役の一人が当該支店に往査しており、会計監査人による証券保管残高の確認方法が不適切であることを知り得たにもかかわらずこれを是正しなかったとして、往査以降の不正取引の防止につき

---

(11) 当時の監査役の職務権限は、会計監査に限定されていた（昭和 49 年改正前商法 274 条等参照）。



任務懈怠があったとする(なお、他の監査役は、常勤非常勤を問わずまた社外であるか否かを問わず、問題点を知り得なかったものと認められ、任務懈怠はないとされた。また、監査役は全員、公表の当日まで不正取引につき報告を受けていないため、隠蔽に関しては任務懈怠がないとされた)。しかし、往査を実施した時点以降に損害が生じたか不明であり、任務懈怠の結果損害が生じたとの事実については立証がないと判断されている。

### (3) 対第三者責任を肯定したもの

#### ① 東京地判平成24年2月24日先物取引裁判例集65号233頁

FX取引会社の顧客が、同社がその関連会社に資金を流出させ、同社の代表取締役が商品先物取引に費消したため、損害を被ったとしてFX取引会社および関連会社の役員に対し訴訟を提起したものである。関連会社の監査役は、FX取引会社の営業本部長であり、代表取締役の商品先物取引も認識していた以上、何らの措置をとることなくこれを放置したことに任務懈怠について重大な過失があり、また任務懈怠と損害に相当因果関係があるため、責任が肯定された。FX取引会社の監査役は、監査役として一切の業務に関与したことがなかったので、任務懈怠があり、これにつき少なくとも重大な過失があり、任務懈怠行為と損害との間には相当因果関係があるため、責任が肯定された。

#### ② 東京地判平成23年12月21日先物取引裁判例集65号261頁

社債詐欺の被害者から発行会社役員に対し訴訟が提起されたものである。代表取締役が詐欺的な社債の販売に関与していたことは容易に知りうるものであり、監査役として監視監督することが可能であった。また、代表取締役から名前だけの監査役であってその職責を果たさなくても良い旨告げられてそのように合意していたとしても、また無報酬であっても、監査役の職責を免れることにはならないとし、監視監督責任を肯定した。

③ 大阪地判平成23年10月31日判例時報2135号121頁(コーワフューチャーズ事件)

適合性原則違反、不当勧誘等の違法な取引の勧誘および取引行為を繰り返す等して倒産した商品先物取引会社の役員に対し、違法行為で損害を被った顧客が訴訟を提起したものである。監査役らは、会社が主務官庁、取引所、日本商品先物取引協会による度重なる指摘や制裁（主務官庁からは監査役の機能不全も指摘されていた）、さらには営業停止処分を受け、顧客から複数の民事訴訟を提起されており、問題点を把握して取締役会で意見具申するなどして顧客の損害発生を防止すべき義務があったにもかかわらず、何ら監査役としての職務を行っていなかったため、少なくとも重過失による任務懈怠があったとされ、因果関係もあるとされた。

④ 名古屋高判平成23年8月25日判例時報2162号136頁

FX取引への投資の預り金の不正流用による破綻につき、損害を被った投資家が小会社<sup>(12)</sup>であるFX取引会社の監査役（代表取締役の妻）および関連会社の監査役（弁護士）に訴訟を提起したものである。

妻である監査役については、夫である代表取締役との会話や、報道などから問題があることを認識しえたとし、また被害防止のために監査役として何らかの措置を採ることもできたにもかかわらず、監査役として行動しなかったとして責任を認めた。

弁護士である監査役については、（就任から日が経っていないとはいえ）十分な会計監査を行っていなかったこと、当該投資の問題がすでに報道されて

---

(12) 「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(商法特例法。昭和49年成立、平成17年廃止)において、資本金1億円以下の株式会社は小会社とされた(商法特例法1条の2第2項)。小会社の監査役の権限は、会計監査に限定された(商法特例法22条以下)。

おり、あわせて前任者辞任の経緯を調査すれば疑念を抱くことが可能であったこと、弁護士資格を利用して事情を知らない者を勧誘しないよう経営者に指導をすべきであったことなどから任務懈怠についての悪意または重過失を認定し、また、会計調査権限を利用すれば巨額の債務等を発見できたはずであり、会社において弁護士が就任する必要があったことから辞任やその他弁護士として取りうる方法を用いて被害を防止できたはずであるとして因果関係も肯定して、責任を認めた。

⑤ 東京地判平成21年5月21日判例時報2047号36頁（ライブドア有価証券虚偽記載事件第一審）

会社の提出した有価証券報告書に虚偽記載があり、また子会社のした株式交換および業績の公表に虚偽があり、それにより損害を被ったとして、これらの会社の株式を取得した投資家らが、会社、子会社、およびその役員等に対し、商法（平成17年改正前）および証券取引法（平成18年改正前）に基づき訴訟を提起したものである。監査役の商法上の責任に関しては、監査法人が売上取引が架空ではないかという疑いを持っていることを知りながら、監査役が適法な取引であるとの意見書を提出し取締役会でも架空の疑いを指摘しなかったことにつき、会社の会計処理の適正を確認する義務がありそれは容易に認識し履行し得たにもかかわらず特段の調査もしなかったとして、重過失により任務を懈怠したとしている。なお、子会社の株式交換・業績状況に関する虚偽公表については、虚偽を認識していたとは容易に認識し得たとはいえないとして、責任を否定した。

控訴審である東京高判平成23年11月30日判例時報2152号116頁は、損害額に関し原審の判断を変更しているが、監査役に関しては同様の判断を示している。

⑥ 大阪地判平成21年1月15日労働判例979号16頁（昭和観光事件）

時間外労働等の割増賃金の不払いによる損害につき、従業員が会社の役員に訴訟を提起したものである。まず、株式会社の取締役および監査役は、会社に対する善管注意義務ないし忠実義務として、会社に労働基準法 37 条を遵守させ、被用者に対して割増賃金を支払わせる義務を負っていると判断した。そのうえで、割増賃金を求めた別件訴訟で会社は敗訴しており、割増賃金の未払いがあることを認識することができたにもかかわらず、監査役らは何らの対応を取らずこれを放置したとして、義務に違反しているとし、責任を認めた。

⑦ 東京地判平成 17 年 11 月 29 日判例タイムズ 1209 号 274 頁（ジーオーグループ事件）

投資詐欺の被害者が、投資詐欺を行っていたグループの中核会社の監査役に訴訟を提起したものである。監査役は名義を貸したにすぎず経営には全く関与していないと主張したが、名目的監査役であるからといって当然に商法上の監査役の第三者責任を免れるものではない、とされた。そして、会社の実態は、関連会社を通じての通信販売はほとんど行われておらず他に収益に結びつく事業活動もほとんど行われておらず、投資家向けの説明とはかけ離れていたのであり、監査役は、取締役の職務執行の監査を通じて、事業の最終的営業利益率が必要とする水準を維持しているかどうかを調査し、会社の実態ひいてはグループの詐欺商法を早期に覚知した上、取締役会で意見を述べるなどして、かかる違法行為を是正させ、詐欺被害の発生を防止するべき義務があったとして、責任を肯定した。

⑧ 東京地判平成 11 年 3 月 26 日判例時報 1691 号 3 頁（茨城カントリークラブ事件）

詐欺的なゴルフ会員権大量販売を行っていた会社や役員らに対して、損害を被った会員権購入者が訴訟を提起したものである。監査役は、違法な大量

募集の立案およびその実行を阻止する何らの手段も取らないままこれを放置したとして、任務懈怠につき故意または重過失があるとした。

⑨ 東京地判平成8年3月28日判例時報1584号139頁

会社の資産状況に照らして原告が差し入れた本件保証金を返還することが不能または著しく困難となることを知りながら賃貸借契約を締結したとして、賃借人が会社およびその役員に訴訟を提起したものである。監査役は取締役の業務執行について監視義務を怠り、もって会社において本件保証金を返還することを不能または著しく困難ならしめ、原告は、右各任務懈怠行為によって、返還を受けていない本件保証金相当額の損害を被ったとして、責任を肯定した。

⑩ 東京地判平成4年11月27日判例時報1466号146頁

粉飾決算を行っていた小会社である建設会社が倒産したため、請負代金相当の損害を被った建築請負契約の相手方が訴訟を提起したものである。弁護士である会計限定監査役につき、監査を真摯に行わず説明も求めず粉飾決算を見過ごしたことにつき、会社の貸借対照表が異常であり(本決算書中の貸借対照表をみると資産の95%強が流動資産であり、負債の100%が流動負債であって、負債が資本金の145倍に当たること等が判り、弁護士がこれを真面目に検討すれば訴外会社が健全な経営を営んでいる会社かどうか相当の疑問を抱いたものと推測される)、弁護士に期待される職責も斟酌し(また代表取締役と10年来の友人で、しばしば高額の金員の貸し借りがあるという特殊な関係も勘案し)、任務懈怠、悪意重過失を認めた。

なお、この監査役の妻はこの会社の名目的な取締役でその権限を何ら行使しなかった。しかし、こちらについては報酬も得ておらず、取締役としての職責を全うすべき特別の才覚があつたとの証拠は認められず、また代表取締役の任務懈怠行為を防止ないし阻止し得たかは相当の疑問とし、悪意・重過

失を否定した。

⑪ 東京地判昭和42年9月30日判例時報511号69頁

取締役の善管注意義務、忠実義務を怠った業務執行により会社の倒産を招き、売掛金債権が回収不能となり損害を被ったとして、債権者が会社およびその役員に対し訴訟を提起したものである。取締役の善管注意義務違反を認めたとうえで、本件監査役は、監査役としての職務権限の内容を確めることなく監査役の印類も代表取締役に渡して放置していた。監査役は職務権限を事実上放棄し、取締役の危険な専断行為を助長したとともに事後救済は正の機会を失わせたのであり、重大な過失が認められるとして、責任を肯定した。

(4) 対第三者責任を否定したもの

(a) 任務懈怠を否定したもの

① 大阪高判平成11年7月21日判例時報1698号142頁

小会社である会社の倒産により前渡金の回収が不可能となった債権者が、会社の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役については、監査役の仕事は、いわゆる会計監査に限定され、監査役は業務監査権限を有しないので、代表取締役の業務執行を監督是正すべき権限も義務もないものであるから、監査役に責任を問うことはできないとした。なお、計算書類虚偽記載の責任についても、虚偽記載があっても信用不安の結果に違いが生じたであろうとまで認めることはできず、虚偽記載と債権者の取引継続との間に相当因果関係はないとされた。

② 京都地判平成4年2月5日判例時報1436号115号

支払見込みがないのに商品を買入れ手形を振り出したとして、倒産会社から約束手形を受け取った手形所持人が、倒産会社の取締役および監査役に訴訟を提起したものである。本件倒産会社は小会社であり監査役は会計限定

監査役であるが、本件で問題となった取締役の任務懈怠は、業務執行に関する事柄であるから、監査役はこれを監査する権限も任務もないというべきである、とした。

ただし、本件では当該監査役は親会社の取締役であり会社の実質的所有者であるとして、事実上の取締役として責任を有するとされている。

③ 東京地判昭和58年2月24日判例時報1071号131頁(手塚興産事件)

放漫経営、粉飾決算により会社が倒産し、会社振出の手形につき支払いを受けられず損害を被ったとして、会社の取締役および監査役に対して訴訟を提起したものである。粉飾決算については監査役の辞任後であり登記未了のため監査役の辞任を対抗できないものの、仮に監査役の地位に留まっていたとしても、専務取締役らが監査役に対し決算書類および監査に必要な資料の提出をなしたとは到底考えられず、決算書の監査は不可能であったため、任務懈怠があったということはできないとした。また、放漫経営については否定され、監査役がその業務監査権を行使していたとしても結果は変わらないとして責任が否定された。

④ 東京地判昭和56年11月27日判例タイムズ463号133頁

放漫経営によって会社を倒産させその結果代金支払いのための約束手形が不渡りになり損害を被ったとして、約束手形の所持人が倒産会社の役員に訴訟を提起したものである。当該監査役は単に名目上の監査役に過ぎず、監査役としての職務を何ら行っていなかったことが認められるけれども、本件倒産会社は小会社であり、取締役の職務の執行を監査しこれを是正する措置をとるべき職務上の義務を負担していなかったとして、責任を否定した。

⑤ 東京高判昭和56年7月16日判例タイムズ452号161頁

小会社である会社において満期に決済される見込みがない手形が振り出さ

れ損害を被ったとして、会社の監査役に訴訟が提起されたものである。手形はあくまで代表取締役の手によって振出されたものである以上、それは会計限定監査役の職務の範囲に属さないとして、監査役としての責任を問う余地はないとした。

(b) 因果関係を否定したもの

① 名古屋地判平成 23 年 2 月 1 日先物取引裁判例集 63 号 121 頁

(3) ④の第一審判決である。監査役につき任務懈怠と悪意を肯定するが、会計監査権限しかない監査役は、会社の会計書類に著しい債務超過で顧客への預かり金の償還が困難な財務状況であったことが正しく記載されていれば、会計書類が適正との意見を出せば足り、それ以上にそうした財務状況自体を是正させるための意見を述べたりする必要はないとして、監査役としての職務懈怠と損害との間に因果関係はないとした。

② 東京地判平成 17 年 6 月 27 日判例時報 1923 号 139 頁（荒庄鳴河事件）

倒産会社の売掛金債権者が、粉飾決算により損害を被ったとして、倒産会社の役員に訴訟を提起したものである。計算書類の虚偽記載は認められたが、虚偽記載と倒産の間に因果関係はないとして、監査役の責任を否定した。なお、虚偽記載を見逃したことが任務懈怠かどうかに関しては、判断を示していない。

③ 東京地判平成 6 年 7 月 25 日判例時報 1509 号 31 頁（第一抵当証券事件）

違法不当な抵当証券の販売により損害を被ったとして、抵当証券の購入者が抵当証券の発行販売会社やその関連会社の役員に対して訴訟を提起したものである。監査役とされた者のうち多くは、就任の承諾を与えていなかったとして、監査役としての責任が認められなかった。監査役に就任した者についても、いわば名目的監査役であり、監査役としての職務を怠ったというこ



とはできるが、グループのオーナーでありワンマン経営者であった経営者に影響を与えられる立場になく、在任期間も短かったため短期間の間に業務を精査して監査役としての職責を果たすことは極めて困難というべきであったことなどから、職務を怠ったことと損害の発生との間には相当因果関係が存しないとして、監査役の責任を否定した。

④ 神戸地判昭和62年5月27日判例タイムズ661号240頁

放漫経営により会社が倒産し手形金の支払いを受けられず損害を被ったとして、手形所持人が会社の取締役および監査役に対して訴訟を提起したものである。本件会社のような小会社の監査役は会計監査の権限しか有さず、監査役の任務懈怠がなかったものとはいえないが、少なくとも任務懈怠と会社の倒産・原告の損害との間には相当因果関係があるものとは認めるに足りないとして、責任を否定した。

⑤ 新潟地判昭和52年12月26日下級裁判所民事裁判例集32巻5-8号492頁

見せ金により設立された過少資本の会社が倒産し、売買代金債権を回収できなかった債権者が会社の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は不明朗な会計につき株主総会に報告して是正を求めるなどする注意義務があるが、監査役の権限は会計監査に限定されるところ(昭和49年改正前商法が適用される事例であった)、本件倒産の原因は代表取締役の経営判断の誤りによる過剰な設備投資にあると認定されたため、監査役の任務懈怠と倒産との間には因果関係がないとした

⑥ 東京高判昭和51年3月31日判例タイムズ339号280頁

取締役による為替手形の偽造、連帯保証契約および抵当権設定契約の無権代理により、金銭を貸し付けたものの回収できなくなったとして、会社の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役については、監査役就任が名目

上のものにすぎないとはいえ、それはあくまで会社の内部事情にすぎないのであつて、対第三者関係ではそのことを理由に役員としての職務権限あるいはそれにとまなう責任を回避することは許されないが、本件においては取締役個人の犯罪行為によって債権者が損害を被ったのであつて、監査役がその職務を忠実に果していたとしても、通常の注意義務をつくっていた限りでは、かかる加害行為を予見すること不可能であり、任務懈怠行為と債権者の損害との間には相当因果関係が存しないとされた。

(c) 悪意重過失を否定したもの

① 大阪地判平成 21 年 5 月 21 日判例時報 2067 号 62 頁（新日本貴志事件）

違法な商品先物取引の勧誘等により損害を被ったとして、顧客が破産した商品先物会社の役員に対して訴訟を提起したものである。本件会社は、不正な会計処理や顧客との紛議の多発を経て、破綻に至っている。監査役らについては、公認会計士の報告を受けた調査の結果、代表取締役副社長らが不正な会計処理をしていること、更には、多数の顧客からの損害賠償請求訴訟により経営に影響を及ぼす可能性を指摘されていることを把握していた。しかし、特に顧客との紛議による損害賠償については、営業体制にもかかわる問題として取締役がまず改善に取り組むべき課題であり、この点を監査役らが直ちに解決しようとしなかったことを取り上げて、それを職務を怠った過失といえるかはともかくとして、監査役職務上の重大な過失とまでは評価できない。少なくとも監査役としての立場からすれば、常勤監査役をはじめとする監査役らは、上記調査の後、代表取締役副社長ら不正経理の責任者を辞任させ、その後、不正経理を解消し、訴訟提起により損害の回復を図るなどして、会社の経営改善の努力をしているのであるから、この点でも職務上の重大な過失があるとはいえない。

② 京都地判昭和 55 年 10 月 14 日下級裁判所民事裁判例集 32 巻 5-8 号 741 頁

経営が悪化し粉飾決算を行っていた会社が和議手続に至り、手形金の全額を回収できなかったことにより損害を被ったとして、会社の役員に訴訟を提起したものである。監査役計算書類を監査せず、自己の印鑑を代表取締役に預けて一任していたのであるから、明らかに任務懈怠行為にあたるとされた。しかし、当該監査役に就任したのは従兄に請われてのことであること、その在任期間も比較的短く就任当時会社はすでに末期状態に陥っていたこと、他の取締役らと比べて相当に若輩であること、会社の粉飾決算については知らされていなかったことから、任務懈怠につき悪意、重大なる過失はなかったとされた。

③ 東京地判昭和53年8月24日判例タイムズ372号141頁

会社の倒産により貸金債権の回収が不可能になった債権者が、会社の役員に対し訴訟を提起したものである。株式会社の監査役（本件は昭和49年改正前商法が適用される事例であった）は、会社の業務決定機関ではなく、事後に取締役에게 会計報告を求めたり、会計に関する書類を調査して株主総会にその意見を報告する職責を有するにすぎず、代表取締役の業務執行を事前に抑止する立場にはないから、代表取締役の弟であり、報酬も受けておらず、辞任しているが登記が残存しているにすぎない監査役については、重大な過失によりその任務を懈怠したと認めることはできないとされた。

2 平成25年以降の裁判例

(1) 対会社責任を肯定したもの

① 東京高判令和元年5月16日判例時報2459号17頁（オリンパス粉飾決算事件）

上場会社が巨額の金融資産の損失の計上を避けるために損失隠しの粉飾を行い、そのために無用の支出をなし、さらに発覚により信用失墜し、有価証券報告書等の虚偽記載に関する制裁を受けるなどの損害を被ったことにつ

き、会社が役員に対し責任追及の訴訟を提起するとともに、株主が役員に対し、粉飾を告発した代表取締役を取締役会で解職するなどして不祥事を隠蔽し信用を失墜した損害などもあわせて株主代表訴訟を提起したものである。被告とされた監査役（第一審判決によると、この監査役以外は第一審係属中に和解が成立している）は、監査役就任前は取締役で、損失隠しスキームに関与していた。したがって損失隠しスキームを認識していたのであり、不祥事の隠蔽のための代表取締役の解職などを阻止するため、取締役会や監査役会にその旨報告するなどの措置を採る義務を負っていたというべきであるにもかかわらず、実際には何らの措置を採らなかったのであるから、会社に対する善管注意義務に違反する、とされた。

なお、第一審である東京地判平成 29 年 4 月 27 日資料版商事法務 400 号 119 頁も同様の判断を示している。

## ② 千葉地判平成 31 年 2 月 21 日金融・商事判例 1579 号 29 頁

従業員が会社の当座預金口座から横領したことに関し、会社が、監査役に対し、口座の残高証明書の原本確認等を怠ったことについて監査役としての任務懈怠があるとして、責任追及訴訟を提起したものである（従業員にも訴訟を提起したが、訴訟係属中に死亡している）。本件監査役は公認会計士および税理士であり、会計限定監査役である。本件従業員は、会社の預金を従業員の口座に移し替え、残高証明書を偽造して、金員を横領していた。監査役の監査において、監査役は偽造されたコピー（平成 19 年はカラー、それ以降は白黒）を確認していた。本件監査役の報酬は監査役就任当時の物価を前提とすれば必ずしも低額ではないことからすれば、本件監査役は公認会計士および税理士としての専門的能力を買われて原告の監査役に選任されたものと推認され、善管注意義務の水準は、公認会計士および税理士としての専門的能力を有さない一般的な監査役の善管注意義務の水準よりも高い。監査役監査の文献を参照するに、口座の残高証明書の実査に当たっては、預金の不正

リスクが相対的に高いことを念頭に置き、残高証明書の原本または当座勘定照合表の原本の提示を求めるべき注意義務を負っていたと認められる。以上のように認定し、残高証明書の原本または当座勘定照合表の原本の提示を求めていたならば横領が発覚していたはずであり、明らかに写しである白黒コピーの偽造残高証明書で監査を行った日以降の横領の損害につき監査役が責任を負うとした。

③ 東京地判平成30年3月28日2018WLJPCA03288019

株主総会決議のない取締役および監査役報酬の支払いにつき、会社が代表取締役と監査役に対し責任追及の訴えを提起したものである。法令および定款に反して株主総会決議のないこと、監査役報酬を支給していることを、監査役は認識しており、これを取締役会に報告していないので、任務懈怠が認められるとする。なお、取締役報酬については、監査手法に誤りがあったと主張立証されているとはいえ、任務懈怠は認められないとする。

④ 大阪高判平成27年5月21日判例時報2279号96頁(セイクレスト事件)

代表取締役が善管注意義務に反して不明朗な貸付・支出、著しく価額が不足する現物出資財産による第三者割当新株発行の実施、約束手形の濫発などを行っていた破産会社の監査役に対して破産管財人が申し立てた役員責任査定につき、破産裁判所が損害額を責任限定契約に基づく責任限度額と査定する決定をしたため、善管注意義務はないと主張する監査役、および重過失があると主張する破産管財人が異議を申し立てた事件の控訴審判決である。本件監査役は公認会計士であり、非常勤の社外監査役であった。

日本監査役協会が定めた「監査役監査基準」にほぼ準拠して定められた本件会社の監査役監査規程に基づき、監査役は、公認会計士であること、取締役会への出席を通じて代表取締役の一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたことなども併せ考えると、内部統制システムを構築するよう助言または勧

告すべき義務があった。また、代表取締役の一連の行為は、代表取締役として不適格であることを示すものであることは明らかであり、監査役は破産会社の取締役らまたは取締役会に対し、代表取締役を解職すべきである旨を助言または勧告すべきであった。そして、助言または勧告により、代表取締役が解職された可能性もあり、また取締役会において解職の議題が上程されることによって任務懈怠行為を思いとどまった可能性もあったといえることができるため、監査役の任務懈怠と破産会社の損害の間には相当因果関係がある。以上のことから、監査役の任務懈怠責任を認めた。

しかし、取締役会において度々疑義を表明したり事実関係の報告を求めたり、違法な行為につき改善の申入れをするなどしており、監査役として取締役の職務執行の監査を行い、一定の限度でその義務を果たしていたことが認められるとして、重過失は認められず、責任限定が認められるとした。

なお、第一審判決である大阪地判平成25年12月26日判例時報2220号109頁も、同じ結論である。

## (2) 対会社責任を否定したもの

### (a) 任務懈怠を否定したもの

#### ① 東京高判令和元年8月21日金融・商事判例1579号18頁

##### (1) ②の控訴審判決である。

銀行発行の残高証明書の確認等が行われなかったとしても、それが会計限定監査役の善管注意義務違反に該当するというためには、会社作成の会計帳簿の記載に信頼を置けないことが会計限定監査役の立場からみても容易に判明したというような特段の事情の存在が必要であるが、それは存在しない。また、横領時点における監査役報酬は、公認会計士の専門的知識能力を生かした本格的な会計監査の実行を依頼するには安すぎる報酬額であり、公認会計士等の会計の専門家としての能力を買われて監査役に就任したことを認めるに足りる証拠も、監査役が遂行すべき任務内容に関する特別の要望等を受

けた事実もなく、善管注意義務の水準は、一般的な会計限定監査役のものと同程度というべきである。そして、会計監査の直接の対象は、貸借対照表その他の計算書類が会計帳簿に適合していることであって、会計帳簿における預金残高の記載が銀行の実際の預金残高の記載に適合していることは監査の直接の対象ではない。加えて、他の監査役に請求をせず本件監査役のみ請求をするのは、信義則違反であり権利の濫用でもある。以上から、損害の発生と相当因果関係のある会計限定監査役としての任務懈怠はなかったとして、責任を否定した。

② 東京地判平成28年7月14日判例時報2351号69頁

破産会社の破産管財人が、破産会社がファンドを販売するに当たり、破産会社の代表取締役においてその一口当たりの純資産の額を偽るなどしたため、本件ファンドを購入した年金基金等に対して損害賠償義務を負担するという損害を被ったとして、破産会社の社外取締役と常勤監査役に対し責任追及の訴えを提起したものである。裁判所は、「監査役は、取締役の業務執行が適法に行われているか否かを監査すべき職責を有し、当該監査のために取締役等に対して事業の報告を求めたり、会社の業務及び財産の状況を自ら調査したりする権限を有するから、取締役が違法な業務執行を行っていることに疑いを抱かせる事情を知った場合には、調査権限を行使して違法な業務執行行為の存否につき積極的に調査すべき義務がある。仮に上記事情を知らなかったとしても、監査役の責任が肯定されるためには、少なくとも、調査の端緒となるべき上記事情が存在し、かつ、監査役がこれを知り得る場合であることが必要であると解するのが相当である」と判示し、本件では、取締役会の時点で、ファンドの販売活動において虚偽の内容が公表されていることを発見することができる事情またはこれに疑いを抱かせる事情が存在したということとはできず、監査役に何らかの善管注意義務違反があったということとはできない、とした。



なお、控訴審である平成 28 年 12 月 8 日 2016WLJPCA12086010 も、同様の判断である。

③ 大阪地判平成 27 年 12 月 14 日判例時報 2298 号 124 頁

更生会社の管財人が、更生会社の締結した親会社との業務委託契約等により更生会社に損害が生じたとして、役員責任査定を申し立てたものである。「相手方が監査役としての任務を懈怠したというためには、更生会社の取締役が善管注意義務に違反する行為等をした、又は、するおそれがあるとの具体的な事情があり、相手方がその事情を認識し、又は、認識することができたと認められることを要すると解するのが相当である」と判示した上で、弁護士である監査役につき、業務委託契約等につき取締役の善管注意義務違反を具体的に疑うべきことを基礎づける事実関係を認識していたと認めるに足る証拠がないなどとして、監査役としての任務懈怠を否定した。

④ 東京地判平成 27 年 4 月 23 日金融・商事判例 1478 号 37 頁（JR 東日本不正取水事件）

会社が運営する水力発電所が不正に取水し河川法に基づく取水許可を取り消されたことにより会社が損害を被ったとして、役員に対し株主代表訴訟が提起されたものである。被告とされた非常勤社外監査役については、本件不正取水行為について把握しまたはその可能性について具体的な疑いを持つに至ることは極めて困難であったといわざるを得ないし、会社が行おうとしていた本件各報告についてその内容に虚偽が含まれているとの具体的な疑いを抱くべき事情があったことを認めるに足る証拠もないため、監視義務違反があったということはできない、とされた。また、監査役が監視を行っていたら本件各報告に係る虚偽報告を防止できたことを認めるに足る証拠はなく、義務違反と損害との間に相当因果関係があると認めることもできない、とされた。



⑤ 東京地判平成26年8月29日2014WLJPCA08296008

代表取締役が取締役会の決議を経ないで社債を引き受けその結果会社が損害を被ったことにつき、取締役および監査役に対し株主代表訴訟が提起されたものである。代表取締役が取締役会決議を経ることなく本件社債引受けをしたことを監査役が知っていたとの事実を認めるに足りる証拠はなく、また監査役が本件各社債の引受けに係る稟議手続に関与していなかったことは明らかであるとし、また、監査役が社債について何らかの調査をすべき義務があるとも認められず、任務懈怠は否定された。

⑥ 大阪高裁平成25年12月26日2013WLJPCA12266006

会計監査人設置会社において、違法配当が行われたとして役員に対し株主代表訴訟が提起されたものである。本件配当は違法なものと認定されたものの、担当者が会計監査人（公認会計士）と協議を重ね、会計処理について会計監査人（公認会計士）から適正であるとの判断を受けたことから、会計処理が金融商品会計基準および実務指針の下でも許容範囲内であると誤解したことにはやむを得ないところがあるとされた。このため、監査役については、監査役となる要件として、会計に関する専門的な知見あるいは資格を有することが法令上要求されていないことに加え、法が、業務監査と異なり、会計監査については、会計監査人による監査の方法およびその内容を審査することを通じて監査を行うことを予定していることからすれば、（公認会計士の資格を有する監査役を含め）違法配当を行ったことについて、責めに帰すべき事由があったとはいえない、とする。

なお、第一審である大阪地裁平成24年9月28日判例時報2169号104頁は違法配当性を否定している。

⑦ 横浜地判平成25年10月22日金融・商事判例1432号44頁（NFKホー

ルディングス事件）

保有株式売却により得た余資を運用するため匿名組合契約を締結し出資をしたものの出資金を回収できなかった会社が、出資の取締役会決議に関わった取締役および監査役に対し責任追及の訴えを提起したものである。監査役3人のうち2人は社外監査役で（うち1人は公認会計士）、責任限定契約を締結している。本件出資は、原告の財務関係を実質的に取り仕切っていた顧問が提案したものであり、弁護士や公認会計士の確認もとっていると説明していた。社内の監査役については、顧問の提案を信頼したことは相当であり、自らも本件出資の回収可能性について念を押したのであるから、それ以上に本件取締役会において意見を述べる義務まで認めるに足りず、疑義も生じておらず差止請求権・調査権の行使や責任追及手段を講じる義務も認めるに足りないとされた。公認会計士である社外監査役についても、同様とされた。もう一人の社外監査役は、取締役会に出席していなかったため本件取締役会において意見を述べる義務を認めるに足りないとされ、疑義も生じておらず差止請求権・調査権の行使や責任追及手段を講じる義務も認めるに足りないとされた。

(b) 因果関係を否定したもの

因果関係のみをもって責任を否定した例は見当たらなかったが、前述したように、(a) ③は任務懈怠とともに因果関係を否定している。

(c) その他

① 最判令和3年7月19日判例時報2514号13頁

(2) (a) ①の上告審判決である。

会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にそ

の任務を尽くしたといえるものではないとした。そして、本件監査役が任務を怠ったと認められるか否かについては、会社における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らして監査役が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要があり、また、任務を怠ったと認められる場合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要があるとして、控訴審判決を破棄し、東京高裁に事件を差し戻した。

なお、本判決には草野耕一裁判官の補足意見があり、会計限定監査役はたとえ公認会計士資格を有していたとしても、監査に当たりその専門的知見に基づく公認会計士法2条1項に規定する監査を実施すべき義務があったとは解し得ないこと、監査役の職務は法定のものである以上、会社と監査役の間において監査役の責任を加重する旨の特段の合意が認定される場合は格別、そうでない限り監査役の属性によって監査役の職務内容が変わるものではないことなどを述べている。

### (3) 対第三者責任を肯定したもの

#### ① 東京地判令和2年3月25日2020WLJPCA03258043

ファンドの出資金を運用せず先行するファンドの顧客への解約返戻金などに充てていた(いわゆるポンジ・スキームと思われる)会社において、損害を被った顧客が会社の監査役に訴訟を提起したものである。監査役は、監査役としての職務をまったくしていなかったものであり、任務懈怠について悪意または重大な過失がある。また、不正が監査などの過程において判明するなどして本件勧誘に至らなかった可能性があるから、監査役の任務懈怠と損害との間に相当因果関係があるとした。

#### ② 東京地判令和元年8月8日2019WLJPCA08088006

被告会社に製品を販売委託しテレビショッピング業者を通じて販売してい

た原告が、被告会社が支払意思も能力もないのに取引を継続させ原告に未回収金を発生させたこと、委託販売にかかる製品の在庫数について虚偽の誇大報告を行い差額を横領したとことにつき、被告会社やその役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は、代表取締役を監視するものとして、代表取締役の不法行為の発生を阻止する義務があり、また代表取締役の本件不法行為の発見は容易であるところ、是正・予防する何らかの措置を執っていたと認めるに足りる証拠はなく、任務懈怠について少なくとも重過失が存在したものであるとして、責任を肯定した。

③ 東京地裁令和元年7月17日2019WLJPCA07178013

会社には元金を償還する意思も能力もなかったにもかかわらず安全かつ高利の社債であるかのように装って代表取締役が勧誘を行い、これに応じて社債を引き受けた者が、会社の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は取締役会に参加したことはなく、監査役としての職務を行ったこともほとんどないのであり、監査役としての任務を懈怠し、かかる任務懈怠について重過失があったと認められるとして、責任を肯定した。

④ 東京地判平成31年3月22日2019WLJPCA03228008

買主が代金を支払う意思も能力もないのに商品を購入して転売したため（いわゆる取込詐欺と思われる）代金を受け取れなかった売主が、買主会社およびその役員に対し訴訟を提起したものである。当該買主会社は比較的小規模な会社であり実質的な構成員も数人であり、監査役は当該従業員が違法な行為を行うことを認識していたか認識することが容易であったとした。その上で、会社の従業員が違法な行為を行わないよう監督する義務があったにもかかわらず重大な過失によりこれを怠り、売主に損害を与えたのであるから、会社法429条1項に基づき詐欺行為による損害金等を支払う義務がある、とした。

⑤ 東京地判平成31年3月19日2019WLJPCA03198026

会社の手掛ける廃棄物処理事業等の事業に出資をすれば高配当が得られるなどとして金員を騙取された者が、当該会社とその役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は、代表取締役等による業務執行の適法性を監査する義務を負っていたにも関わらず監査義務を怠った点で、重過失が認められ損害賠償責任を負う、とした。

⑥ 東京地判平成30年3月12日2018WLJPCA03128007

不動産会社との不動産の売買に際し適正な価格で売買されず損害を被ったとして、不動産会社とその役員に対し訴訟を提起したものである。一部の取引につき条例上の制限についての説明を十分にしないまま行われており販売活動が不法行為を構成することを認定した上で、「〔条例の〕適用について十分な説明をしなかったことは、不動産取引を専門に扱う者が守るべきごく基本的な義務を欠いたものであって、このような事態を招いたことについては、被告会社の役員による日常的な法令順守監督義務に欠陥があったものと推認せざるを得ない」として、監査役にも損害賠償義務を認めた。

⑦ 東京地判平成30年2月15日2018WLJPCA02158009

勧誘を受けて社債を購入したところ、その会社が違法な投資運用を行っており(なお、①と同一名称の会社が含まれる)、結果社債は無価値となり損害を被ったため、発行会社、販売会社およびその役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は名目的な役員であったが、そうであったとしても取締役会に出席し、必要があるときは意見を述べて、監査役として代表取締役の違法行為の有無を監視し、これがあると認められた場合には差止める権限等を有していたと認められるところ、違法行為監視義務を懈怠したといわざるを得ない、として損害賠償義務を肯定した。

⑧ 東京地判平成 29 年 12 月 1 日 2017WLJPCA12018010

満期に社債を償還する意思も能力もないにもかかわらずあるかのように装って社債を購入させたとして、社債の購入者が、発行会社、関連会社、およびその役員に対し訴訟を提起したものである。監査役については、監査役としての職務を行ったこともなく、本件社債の勧誘行為につき代表取締役の業務執行を監視あるいは監査すべき役員としての任務を悪意または重過失により怠っていたものとして、責任を肯定した。

⑨ 東京地判平成 29 年 2 月 20 日 2017WLJPCA02208004

違法な出資勧誘、運用により損害を被ったとする原告が、資金の流出を受けた会社やその役員らに対し、訴訟を提起したものである。監査役は名目的監査役であることを主張したが、監査役については、業務全般に関する監査をその任務とし、取締役会において違法な決議がなされるのを防止し得るよう取締役会に出席して意見を述べ、取締役の不正行為等があるときはこれを取締役に報告し、または、取締役会を招集し、さらには取締役の違法行為を差し止めるなどして、これらの行為を予防ないし是正する職責を有するものであり、このような各職責に照らせば、仮に、他の役員との間で、名前だけの取締役または監査役である旨の前提で就任し、業務に全く関与しなかったり、報酬を得ていなかったりしても、原則として、第三者との関係においては、そのことを理由にその職責を免れるものではないというべきである、として、任務懈怠および重過失を肯定した。

⑩ 東京地判平成 28 年 7 月 8 日先物取引裁判例集 75 号 398 頁

ファンドの勧誘が不法行為にあたるとして、ファンドの出資者が、運用会社やその役員に対し訴訟を提起したものである。監査役は公示送達による呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭しないため、運営会社の代表取締役ら

の業務執行を監査する義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったと認定され、責任が肯定された。

⑪ 大阪地判平成28年5月30日金融・商事判例1495号23頁（安愚楽牧場事件第一審）

一定期間後に再売買することを合意して牧場会社から和牛を購入し同時にその飼養を委託するオーナー契約を結んだ（いわゆる和牛預託商法）オーナーが、会社の破綻により再売買が不可能になり損害を被ったことにつき、牧場会社やその関連会社の役員に対し訴訟を提起したものである。税理士である監査役に関しては、定款上は会計限定監査役であるが、牧場会社は大会社であったので、会計監査のみならず業務監査まで行う任務があったといえたとされた。そのうえで、まず会社が大幅な債務超過の常況にあり、関連会社への未払金、貸付金も多額に上ることを認識することは可能であったとされ、だとすれば会計監査の場合より厳密な調査を行うべき注意義務および任務があり、計算書類の原資料に遡って調査を行っていた場合には、オーナー契約頭数よりも繁殖牛が不足することが常態化しているのに会社がこれを秘匿してオーナーを募集していることを認識または認識することができ、その際に取り締役に新たなオーナーの募集を止めるよう進言するなどしていたとすれば、遅くとも平成22年6月以降新たなオーナー契約が締結されることを防ぐことができた可能性があるとして認められるところ、監査役はこれを怠り何ら業務監査を行っていない点に注意義務および任務懈怠があったとされた。

⑫ 東京地判平成27年3月16日2015WLJPCA03168008

医療機関債を購入して被った損害につき、販売会社の役員に対して訴訟を提起したものである。当該医療機関債は詐欺的取引と認定された。そのうえで、医療機関債販売に関する違法行為が組織的構造的になされていたものであることからすれば、監査役は代表取締役の業務執行を監督し是正すべき

義務があったのにこれを怠ったとして、責任を肯定した。

⑬ 東京地判平成 26 年 10 月 16 日 2014WLJPCA10168011

欺罔により未公開株式を過大な価格で購入させられ代金を騙取されたとして、株式の購入者が会社およびその役員に対して訴訟を提起したものである。監査役は代表取締役の業務執行を監督し是正すべき義務を負っていたところ、違法な未公開株式勧誘が行われていたのにこれを是正しなかったものであるから、業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に重大な過失があったというべきものとした。なお、監査役が報酬を受領せず、形式上の監査役にすぎなかったとしても、その職責を免れる理由とはならないとも付言している。

⑭ 東京地判平成 26 年 7 月 29 日 2014WLJPCA07298009

株式につき具体的な上場の予定がないにもかかわらず、上場が予定され高値が見込める旨説明して、未公開株式を取得させた事例において、株式を取得し損害を被った者が発行会社やその役員に対して訴訟を提起したものである。監査役は名目的監査役である旨主張したが、名目的であるとしても、会社法上の監査役であったことに変わりはなく、監査役として代表取締役の職務執行について調査・監査権限を有していたのであるから、代表取締役に上場の準備状況や本件割当等について報告を求めたり、資料の提出を求めたりすることは可能であり、仮に代表取締役がそれに従わなかった場合には、監査役は取締役の行為の差止請求をするなどの会社法上の権限を行使することもできたのであるから、名目的役員であったということはその監査役としての任務懈怠およびその点に関する重大な過失を否定する理由にはならないというべきである、として責任を肯定した。

⑮ 東京地判平成 26 年 1 月 28 日先物取引裁判例集 70 号 282 頁



会社が投資詐欺商法への出資を勧誘し出資金名下に金員を騙取したとして、原告が会社やその役員に対して訴訟を提起したものである。監査役は、会社の不法行為を阻止する何らの手段も執らないまま、これを全く放置したものと認められるから、任務懈怠につき故意または重過失があることは明らかであり、さらに監査役の職責を負うのは会社の内部的事情ないし経緯によって名目的に就任した監査役についても同様であるとして、責任を肯定した。

⑯ 東京地判平成25年7月25日2013WLJPCA07258002

欺罔行為によって会社の社債を引き受けさせられ損害を被ったとして、会社およびその役員に対し訴訟を提起したものである。会社、取締役の不法行為を認めたとうえで、株式会社の監査役は取締役の職務の執行の全般について監査の対象として業務監査を行う義務を負うものであるところ、監査役についても原告との関係で会社法429条の重大な過失に基づく任務懈怠による損害賠償義務を負うものと言わざるを得ない、とする。

⑰ 大阪高判平成25年3月21日先物取引裁判例集69号267頁

株式上場の予定もその準備もされていないのに上場予定であると虚偽の事実を告げられて騙され未公開株式を購入した者が、発行会社の役員に対して訴訟を提起したものである。監査役らについては、形だけで良いとの説明を受けていたもののそのことをもってその職責が軽減されるものではなく、またいずれも株主総会には出席しており会社の状況は目にしており、そのうえで未公開株式の販売についても知っていたか知り得たものであるので、何らの調査等をしなかったことにつき任務懈怠があり、そこには重大な過失が存在しており、かつその任務懈怠と損害との間には相当因果関係が認められる、とされた。

なお、第一審である大阪地判平成24年9月26日先物取引裁判例集69号236頁も同様の判断をしている。

⑱ 東京地判平成 25 年 3 月 11 日 2013WLJPCA03118003

実際には業務執行責任者が恣に費消するつもりであったのにこれを秘して勧誘され FX ファンドに投資してしまったところ、自己の投資した資金が分別保管されず私的に流用されたり関係会社に不正に流出されたりしてしまい損害を被ったとして、運用会社の取締役および監査役に対し訴訟を提起したものである。監査役については、監査役として取締役の職務執行を監査する義務を負っており、その一環として、①顧客の出資した資金の分別管理体制が確立されているか監査したり、②運用資金が社外流出されていないか監査したり、③虚偽の運用成績を報告していないか監査する義務を負っていたが、これらをいずれも怠った、とされた。さらに、義務懈怠がなければ、運用会社が金融商品取引業を続けることもなく、原告が契約を行うこともなかったと認められ、ひいては原告が損害を被ることもなかったというべきであるとして、因果関係も認定した。

(4) 対第三者責任を否定したもの

(a) 任務懈怠を否定したもの

① 名古屋地判令和 4 年 4 月 19 日先物取引裁判例集 85 号 159 頁

償還原資の著しく不足している社債をその事実を明かさず販売した証券会社およびその役員に対し、社債の購入者らが訴訟を提起したものである。監査役は取締役の違法な職務執行を認識していたと認める証拠もなく、また、販売している社債について資料を読んだり発行会社について確認したりするべきものでもないとして、任務懈怠はないとした。

② 大阪地判令和 3 年 7 月 16 日判例時報 2526 号 68 頁

就学支援金不正受給等により会社が設置した高等学校が新入生の募集停止や閉校を余儀なくされ、原告の運営していた通信制教育支援施設も運営でき

なくなったとして、会社およびその役員に訴訟を提起したものである。就学支援金の詐取行為時は監査役がその地位になかったので、任務懈怠は認められないとした。

③ 東京地判令和元年9月26日2019WLJPCA09268014

ワイン投資ファンドに出資していた投資家が、ファンドの破綻による損害につき、運用会社の役員に対して訴訟を提起したものである。この会社の元代表取締役(すでに死亡)は、ワイン投資ファンドの投資運用利回りが好調であるかのように偽装するために、虚偽報告等を行っていた。しかし、この不正行為は通常容易に想定し難い方法によるものであり、また、以前に同様の手法の不正行為が行われたとも認められないので、監査役(いずれも税理士)が本件不正行為の発生を事前に予見すべきであったという特別の事情も認められないとして、義務違反を否定した。

なお、東京地判平成31年2月22日2019WLJPCA02228008、東京地判平成30年9月28日2018WLJPCA09288025も同様の事案であり、同様の判示がなされている。

④ 東京地判令和元年9月20日2019WLJPCA09208013

雑誌掲載の記事により名誉が毀損されたとして、出版社およびその役員に訴訟が提起されたものである。記事の一部につき名誉毀損の不法行為の成立を認めたとうえで、監査役については取締役と同様の注意義務を負うということとはできないし、監査役としての任務を懈怠したとも認められないとして、責任を否定した。

⑤ 東京地判平成31年2月7日2019WLJPCA02078004

時間外労働の割増賃金の未払いにつき、労働者が会社に対して賃金支払い等を求めるとともに、未払いによる損害の賠償を求めて会社の代表取締役お

よび監査役に対して訴訟を提起したものである。当該監査役の権限は定款により会計に関する事項のみに限定されており、取締役の業務執行一般に対する監査権限を有するものではないと認められるから、従業員の労働時間管理に関する取締役の職務執行を監査する権限を行使しなかった点が同人の任務懈怠に当たるとは認め難い、とした。

⑥ 大阪高判平成 29 年 4 月 20 日判例時報 2348 号 110 頁（安愚楽牧場事件控訴審）

(3) ①の控訴審判決。会社が大会社になったとしても、監査役は会計限定監査役として就任する旨の契約に基づいて就任した以上は、当然には業務監査の職責まで負うわけではないとされた。そのうえで、監査役が提供を受けた計算関係書類に不正経理があるとか虚偽記載があったというわけではないのであり、計算関係書類から繁殖牛不足が常態化しているのに長年にわたり違法なオーナー契約の勧誘が継続されていた事実を察知することは容易ではなかったため、監査役に悪意または重大な過失による職務の懈怠があったということはできないとした。なお、通常監査役としての職責を負うとしても、会社の経営陣は繁殖牛が足りなくても倒産を避けるためオーナー契約の販売促進を継続し、経営陣以外の者がオーナー制度運営のあり方に容喙することを一切許さないとの方針で会社経営をしていたのであり、監査役がオーナー契約の実情、特に繁殖牛不足がいつ頃始まり、どの程度まで深刻化しているのかを知り、会社が法律違反の営業をしないよう会社の業務執行を管理、統制すべき職務上の義務を果たすことは極めて困難であったといわなければならない、職務を行うにつき悪意または重大な過失があったということはできない、と付言している。

⑦ 東京地判平成 27 年 4 月 23 日 2015WLJPCA04238006

海外ゴルフ場の会員権を株式と偽って販売し損害を被らせたとして、会員

権の購入者らが、会社およびその役員に対して訴訟を提起したものである。当該会社の監査役職務は会計監査に限定されていたものと認められ、当該監査役が事実上会社の業務に関与することはあったとしても、業務を監督は正すべき法的な義務を負っていたと認めることのできるような事情があるとまでは証拠上認め難く、監査役としての責任を認めることはできない、とした。

⑧ 東京地判平成26年12月25日2014WLJPCA12258021

有価証券報告書、半期報告書、計算書類等に虚偽の記載があったにもかかわらずそのことを知らないで会社株式の取引をしたことで損害を被ったとして、会社の役員等に対し、金融商品取引法および会社法に基づいて訴訟を提起したものである。監査役ら（いずれも弁護士であり、社外監査役である）については、監査役会にはすべて出席し、常勤監査役（訴外）の行った監査の内容および方法について報告を受け随時意見交換をしていたほか、取締役会にも可能な限り出席し、必要に応じて担当取締役から説明を聴取し、重要な事項に関する意思決定プロセスについては代表取締役への意見具申等をしていたのであるから、その監査は相当なものであったというべきであり、したがって被告監査役らは記載が虚偽であることを知らず、かつ相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたというべきである、とされ、責任が否定された。

なお、控訴審である東京高判平成27年11月4日2015WLJPCA11046002も、同様の判断である。

⑨ 東京地判平成26年10月16日2014WLJPCA10168002

間もなく上場するので値上がりする見込みであるとの勧誘を受けて実際はそれほど価値のない未公開株式を購入した者が、発行会社の取締役および監査役に対し訴訟を提起したものである。監査役は、就任後1か月3回程度会社に出勤し会計資料の監査を行っていたことが認められるが、会社が実態

のある技術の研究開発や特許出願を行っていたこと、勧誘については取締役会に上程されなかったなどにより新株発行の勧誘については勧誘行為以前に知ることは困難であったことなどから、任務懈怠責任は成立しないとした。

⑩ 東京地判平成 26 年 9 月 30 日 2014WLJPCA09308026

実際には株式上場の見込みも具体的な予定もなかったにもかかわらずあたかも近く上場するかのようにならざるを得ず未公開株式を販売しその代金名下に金員を騙し取られたとして、株式の購入者らが発行会社の役員に対して訴訟を提起したものである。本件の監査役は非常勤・無報酬であり、毎月 1 回程度開催される取締役会に出席し、取締役会後に月次試算表、補助残高一覧表および部門別売上表等を点検し、決算時には、決算報告書と元帳を照合したが、点検した帳簿類には株式公開準備室や本件預貯金口座に関する記載はなかった。取締役会においても本件株式が話題となることはなかった。監査役の質問に対する回答も必ずしも不自然なものではなく、そこから本件詐欺行為を想到することも困難なものであった。これらの事実を照らすと、監査役において、株式が詐欺的手法により不特定多数の者に販売されていることを予見することはできなかつたというべきであり、監視義務違反があるということとはできない、とした。

⑪ 大阪高判平成 26 年 2 月 27 日金融・商事判例 1441 号 19 頁（NOVA 事件）

英会話学校が経営破綻し受講契約に基づく債務が侵害されたとして、受講生が英会話学校運営会社の役員等に対して訴訟を提起したものである。まず、本件会社は特定商取引法上不適切な受講契約解約清算方法を採用しており、そのことで会社が受講生徒の民事訴訟で敗訴し、また業務停止の行政処分を受けるなどして経営破綻に至ったことが取締役の注意義務違反とされた。しかし、取締役会において本件解約清算方法等が議題として取り上げられた形跡はなく、また営業活動が特定商取引法の規定に種々反する形で行われ受講者

との間でトラブルが発生していること等を監査役らが知り得たと認めるに足る証拠も存しないことに照らして、監査役(常勤監査役および社外監査役)につき任務懈怠を否定した

なお、第一審である大阪地判平成24年6月7日金融・商事判例1403号30頁においては、取締役の注意義務違反を否定しており、それゆえ監査役の義務違反も認めなかった。

⑫ 東京地判平成25年7月3日2013WLJPCA07038005

会社やその役職員が、資金をFX取引で運用して高額の配当をすると称し、マルチ商法の手法を用いて会員を集めたことにより出資金等の損害を被ったとして、会員らが会社、関連会社およびそれらの役員に対して訴訟を提起したものである。代表取締役の虚偽の説明による投資勧誘は不法行為であるとしたうえで、監査役については、会社に一応の資料があり、FX取引により高率の運用益を継続的に得ることが通常では考えられない取引であることのみでは、代表取締役の説明が上記のとおり虚偽であったことを認識または認識し得たものとはいえない、とし、職務を行うについて悪意、重大な過失があったとはいえないとした。

(b) 因果関係を否定したもの

① 東京地判令和2年6月12日2020WLJPCA06128003

会社の役職員の欺罔行為により仕入代金を詐取され損害を被ったとして、債権者が会社の役員に対して訴訟を提起したものである。本件会社の監査役は会計限定監査役であるが、会計帳簿の集計や計算書類の記載事項等については、会計基準その他法令に従って適正に作成されていたことが推認されるとした。そして、会計限定監査役は、業務監査の権限や義務はないため、会計監査を通じてのみ取締役の職務執行を監査することになるが、本件で問題となっている売買契約書等の偽造は会計についての不正行為ではないから、



計算書類や会計帳簿について監査を行ったとしても、これを発見することができたとは認められないとして、任務懈怠と原告の損失の間には因果関係がないとされた。

② 東京地判令和元年10月21日2019WLJPCA10218005

運用実態のないFXファンドに勧誘され損失を被ったとして、運用会社の役員に対して訴訟を提起したものである（会社などに対する訴訟も提起したが、弁論が分離されている）。本件ファンドの勧誘・送金が監査役就任より前に行われたものであることからすれば、監査役としての監査権限を行使することによって勧誘・送金を事前に防止することは不可能というべきであり、義務の懈怠と勧誘・送金との間の相当因果関係を認めることはできないとした。

③ 東京地判平成29年5月10日2017WLJPCA05108001

原告が輸入した製品について、管理・加工・販売する業務を委託していた会社が原告に本件製品の売上数量について虚偽の過少報告をし売上金を横領して原告に損害が生じたとして、原告が会社の監査役（代表取締役の妻でもあった）に対し訴訟を提起したものである。名目的監査役として会社の業務ないし会計監査には一切携わっていなかったのであるから、会計限定監査役としての任務は果たしていない。しかし、監査役において確認すべきであった計算関係書類等は、監査報告を作成するためのものであって、原告に対する販売報告に関する書類等が上記計算関係書類等に含まれていることは明らかではなく、監査役が会計監査の過程において本件虚偽報告等を知り得たということとはできないし、本件虚偽報告等を知り得たとしても、本件虚偽報告等の事実が会社の会計監査報告に影響を与え、当該会計監査報告によって本件虚偽報告等を防げたという因果関係についての何らの具体的な証拠はなく、会計監査の任務懈怠と本件虚偽報告等による損害との間の因果関係を認めることはできない、として責任を否定した。



④ 東京地判平成28年3月25日2016WLJPCA03258010

粉飾決算等を行っていた倒産会社に対する売掛金債権が回収不能となり損害を被ったとして、債権者が会社の取締役、監査役および顧問税理士に対して訴訟を提起したものである。本件の監査役は会社の監査業務を行ったことがない。しかし、会計監査に権限が限定されていたので、監査業務の懈怠と損害との間に因果関係があるのかが問題となる。たしかに、監査役が会社の決算書類等のある程度精査すれば、未収入金が急激に増えていることに着目できたというべきであり、未収金が実際に存在するのかについて確認する必要があると認められる。しかし、このような確認をしたとして、代表取締役は、様々な説明をし、あるいは、偽造された残高に関する書面を提示するなどしたものと見込まれる。この書面は一見しただけでは偽造であると見破れるものではないことからすると、この段階で代表取締役が書類の偽造をしてまで粉飾を行っていたことを疑わせる契機があったとまでは認められない。また、仮に会計監査を行ったとしても、粉飾を発見し原告の損害の発生を阻止することはできなかつたと認められるので、監査役の監査権限の適切な行使がないことと、原告の損害の間には、相当因果関係がないとして責任を否定した。

⑤ 東京地判平成27年6月26日2015WLJPCA06268012

会社に運用を預託した資金に関し、預託金および利益の返還がされなかったことにつき、預託者が会社の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役については、諸事情を勘案すると監査役に就任したことについてすら認識していなかった可能性もあり、取締役らと意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努める義務を履行することが可能であったとは認められないし、かかる義務を履行しなかったことにつき重過失があったとも認められず、さらに本件預り金の所在は依然として明らかでない以上義務を履行して

いたとすれば損害が発生しなかったとは認めることができず因果関係も認められないとして、任務懈怠があったとは認められない、とした。

⑥ 東京地判平成 25 年 12 月 16 日 2013WLJPCA12168008

実際には業務執行責任者が恣に費消するつもりであったのにこれを秘して勧誘され FX ファンドに投資してしまったところ、自己の投資した資金が分別保管されず私的に流用されたり関係会社に不正に流出されたりしてしまい損害を被ったとして、運用会社（(3) ⑱のファンドと同一名称であり、多分同一会社）の役員に対し訴訟を提起したものである。監査役（多分 (3) ⑱の監査役の後任者であろう）については、会社の代表取締役らに漫然監査はどのように行うのかを尋ねた程度であるというのであるから、任務懈怠の事実は認められるとされる。そのうえで、運用会社は設立当初から運転資金を欠いていて赤字状態で出発した会社であった上、監査役の就任時点ではいかに監査役としての職務を励行したとしても最早運営会社の財務状態を好転させ、原告の出資金等の損害を回復することは不可能であったとして、監査役としての任務懈怠と原告の損害との間の相当因果関係は認められないとした。

⑦ 東京地判平成 25 年 7 月 4 日 2013WLJPCA07046005

海外先物取引の勧誘が実質的な投資詐欺であるとして、損失を被った顧客が海外先物取引会社およびその役員に対して訴訟を提起したものである。勧誘行為が不法行為にあたるとしたうえで、監査役については、名目的監査役であったと述べるのみ、善管注意義務等を果たした旨の立証がない、とした。しかし、当該監査役の職務権限は会計監査にとどまることに加え、会社の通常業務に従事していたとは認められないこと、前身の会社においても業務執行に携わっていないことから、任務懈怠と損害とに直ちに因果関係があるものとまでは認めがたい、とし、責任を否定した。

⑧ 東京地判平成 25 年 2 月 28 日 2013WLJPCA02288015

会社の破綻により工事請負代金を回収できなかった契約相手方が、会社の役員に対して訴訟を提起したものである。監査役は計算書類を見たこともなく悪意または重過失によって監査役としての任務を懈怠したというべきであるが、会社においてそもそも設立時から再生手続開始申立てまでの間に株主総会が開催されたことはなかったことに加え、その経営の一切は一人株主であった代表取締役が取り仕切っており株主総会が代表取締役に対して監督は正権を行使する事態は考えられなかったといわざるを得ないから、任務懈怠と損害発生との間に相当因果関係を認めることはできない、とした。

(c) 悪意重過失を否定したもの

① 東京地判平成 30 年 2 月 19 日 2018WLJPCA02198015

原告が会社に貸金債権を有していたところ、会社は担保としていた絵画を第三者に売却しその代金を他社に送金して損害が発生したとして、会社と監査役に対し訴訟を提起したものである。監査役は名目的な監査役にすぎなかったが、名目的な監査役であっても監査役としての任務を負うことは当然であるから、業務監査を一切行っていなかったことは監査役としての任務懈怠に当たる。しかし、会社は事実上の倒産状態で何らの業務も行っておらず、監査役としての報酬を受領しておらず、取締役会が開かれた形跡もない。本件会社を含め代表取締役（監査役の夫。すでに死亡）の関連会社は同人のいわゆるワンマン企業であったことが窺われ、監査役が本件絵画の売却について知らなかったとして、本件絵画売却、送金について、取締役会に報告したり同行為の停止を求めたりしなかったことが、故意または重過失による任務懈怠であるとまではいえないとした。

② 東京地判平成 28 年 9 月 27 日 2016WLJPCA09278012

原告が、海外不動産買受けの仲介を行った会社の役員や従業員の虚偽の説

明により、不当に高額で本件各土地を購入するなどの損害を被ったとして、この会社の監査役に訴訟を提起したものである（この監査役の夫である代表取締役に対する訴訟も提起しており、こちらは請求が認容されている）。監査役はそもそもこの会社の監査役に就任したことを知らないと主張していた。諸事情を総合検討すると、故意により監査役としての任務を懈怠したものは認められず、また重過失を基礎づけるに足りる事実があるとは認められないとした。

#### 四 裁判例の分析

以上裁判例を見てきたが、これらの裁判例を参照し、監査役の任務懈怠、重過失、会計限定監査役や非常勤監査役といった監査役の類型ごとの問題、専門家である監査役や名目的監査役といった監査役の属性ごとの問題につき、検討を加えたい。

##### 1 任務懈怠

当然であるが、結果として取締役の行為が違法なものと評価され、結果として会社または第三者に損害が生じたからと言って、裁判例はそれだけで監査役に善管注意義務違反を認めているわけではないし、認めるべきでもない。

多くの裁判例は、監査役が任務を懈怠した、すなわち善管注意義務に違反したといえるかを判断するにあたって、①取締役の任務懈怠を認識していた、または認識することができたこと、②適切な対応策を取っていなかったこと、に着目する<sup>(13)</sup>。任務懈怠を認識していた時に適切な対応策を取るべきなのは当然である。そして、認識していなければ対応策を取る義務を負わないとすれば、監査役は任務懈怠に関する情報をなるべく収集しないようにするインセンティブが働いてしまう。それゆえ、認識することができた場合にも、適

---

(13) 近藤・前掲注3・281頁もこのように整理している。

切な対応策を取る義務を負わせるべきこととなろう。

### (1) 任務懈怠の認識

監査役が取締役の任務懈怠を認識していると認定された例としては、たとえば、出席した株主総会や取締役会などの会議で取り扱われている(1(1)①, 2(1)③, ④)、前職で取締役として関与している(2(1)①)、監査役への報酬支給が問題となっているときに、監査役として報酬を受け取っている(2(1)③)といったものがある。

このように認定されたり、自白したりした場合以外では、認識することができたかが問題になる。二1で述べた通り監査役は調査権限を有しているところ、どのような場合に調査権限を行使して取締役の任務懈怠を発見すべきであったかが問われることとなろう。

以下、裁判例を見ていくが、対第三者責任の裁判例は監査役の任務懈怠の判断で重過失もあわせて判断していることが多いと思われるので、任務懈怠の判断基準は対会社責任と対第三者責任とで異なるだろうから、対会社責任と対第三者責任の事例を分けて検討する。

まず、対会社責任の事例で認識することができたとされた例は、当該銀行支店に往査した監査役が会計監査人による証券保管残高の確認方法が不適切であることを知り得たとされた例(1(2)(b)①)がある<sup>(14)</sup>。一方、リスク管理体制が構築されていた(1(2)(a)①)、何らかの疑いを抱かせる事情はなかった(2(2)(a)②, ③, ④, ⑤)、専門家の意見があり問題がない

---

(14) 本文記載の裁判例に加えて、非営利法人の例であるが、札幌高判平成11年10月29日1999WLJPCA10296013(釧路市民生協事件)は、決算に多額の未収金、開発費等が毎年計上されたままであること、新規の投資が進んでいなくてもないのに、総資産が毎年増大し、組合債の発行額が毎年著しく増加していたこと等の事情から、監事の調査義務を認めている。また、最判平成21年11月27日判例時報2067号136頁(大原町農協事件)は、代表理事の言動には一貫性がなく明らかな善管注意義務違反があることをうかがわせるものであり、監事は調査、確認する義務があったとしている。

と誤解したことはやむを得ない（2（2）（a）⑥）として認識することができなかつたと認定している。銀行預金残高の不足につき残高証明書の原本確認等により知り得たかについては、判断が分かれている（肯定2（1）②，否定2（2）（a）①）。

対第三者責任の事例では、判決からはなぜ認識することができるか読み取れないものもあるが、たとえば監査法人が疑いを持っていることを知っていたので調査すべきとしたもの（1（3）⑤），訴訟で敗訴していたので問題を認識しえたとしたもの（1（3）⑥），貸借対照表が異常であったもの（1（3）⑩），会社規模が小さく容易に発見しうるとしたもの（2（3）④），不動産取引専門業者が守るべきごく基本的な義務違反があったことから法令順守監督義務の欠陥を認めたもの（2（3）⑥）などがある。一方、証券会社において販売している社債について調査義務を否定したもの（2（4）（a）①），不正行為が通常容易に想定しがたい方法により、また以前に同様の手法の不正行為が行われたこともなく、予見すべきものではないとしたもの（2（4）（a）③），取締役会などに出席していた（2（4）（a）⑧，⑨，⑩，⑪），書類を点検していた（2（4）（a）⑨，⑩），会社が一応の資料や体制を備えていた（2（4）（a）⑫）などの事情で、認識することができなかつたとされている。

以上、何らかの調査の端緒がありながら調査をしなかつた場合は、認識することができた、すなわち調査義務があつたとされている。一方、端緒となるようなものがなかつた場合は認識することができなかつたとされる。もっとも、対第三者責任の例では、あまり強く調査義務の履行を求めているようにも思われる。

積極的な調査が求められるのは、端緒となる事実が存在し、また認識された場合ということになる。端緒がなければ調査義務は生じないのが原則である<sup>(15)</sup>。もっとも、通常の経営判断と比して、利益相反取引などに関しては、

---

(15) 近藤・前掲脚注3・293頁。

より積極的に疑いを持って調査をする必要があると考えることはできよう<sup>(16)</sup>。

## (2) 適切な対応策

監査役が取締役の任務懈怠を認識していたか、認識すべきであった場合は、かかる任務懈怠を是正するために様々な措置を取る義務を負うことになる。

もっとも、どこまでの措置を取らなければならないか、判断は難しいところもある。たとえば監査役が取締役会で反対意見の表明なども行っているにもかかわらず、責任が認められた裁判例がある（2（1）④）。ただし、この事例では、会社が監査役監査基準<sup>(17)</sup>を自社の監査規程として用いていることの影響も考えられる<sup>(18)</sup>。また、後述するように、当該監査役が専門家（公認会計士）であったことも影響しているかもしれない<sup>(19)</sup>。

(16) 近藤・前掲脚注3・288頁以下参照。なお、平成17年会社法施行以前においては、①競業取引、自己取引、利益相反取引、②無償の利益供与、③子会社または株主との通例でない取引、④自己株式の取得および処分等、についての取締役の義務違反については、監査役会の監査報告書において、その事実の記載は各別にしなければならないとされた（平成18年改正前商法施行規則133条）。これらの事項は特に違法行為が生じやすい事項であることから、監査役の監査を充実させる意図で設けられたものである。会社法施行規則では、これらの行為だけが監査対象となるような誤解を与える恐れがあるとしてこの規定は入れられなかったが、これらの事項が監査の重点項目となるべきことは現在も変わりはない。中村直人＝仁科秀隆『監査役・監査等委員・監査委員ハンドブック』（商事法務、2021年）639頁以下。だとすれば、これらの事項については比較的強く調査義務が認められそうに思われる。

(17) 監査役監査基準は「監査役は、取締役会、代表取締役又は関係する取締役等が内部統制システムの適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役会、代表取締役、又は関係する取締役等に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない」（25条4項）と定める。なお、監査役監査基準は平成27年の改定時に条項ごとのレベル分けがなされており、本条項は「Lv.2」すなわち「不遵守があった場合に、善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項」とされている。



## 2 重過失

対第三者責任に関しては、悪意または重過失も要件となる。この重過失に  
関しては、多くの事件で任務懈怠とあわせて判断されているように思われる。  
重過失が任務懈怠とは独立して問題になるのは、ほとんどの場合、任務懈怠  
性が否定できない名目的監査役の場合である（1（4）（c）②, ③, 2（4）（c）  
①, ②）。

名目的監査役以外で重過失が問題となった例を見ると、監査役が問題を認  
識しつつ直ちに解決しようとしなかった課題はあるが、当該課題は取締役が  
改善に取り組むべき課題であり、また会社の経営改善のため一定の努力はし  
ているとして重過失までは認定しなかったものがある（1（4）（c）①）。また、  
対会社責任の一部免除での判断であるが、取締役会において度々疑義を表明  
したり事実関係の報告を求めたり、違法な行為につき改善の申入れをするな  
どして、監査役として一定の限度でその義務を果たしていたため重過失まで  
は認められなかったものもある（2（1）④）。

監査役がある程度義務を履行していることで、重過失はないという判断に  
つながることになる。

- 
- (18) 監査役監査基準を会社が監査基準として採用している場合に法規範性を認めるもの  
として遠藤元一・2（1）④判批・商事法務2078号（2015年）11頁、得津晶・2（1）  
④判批・ジュリスト1490号（2016年）122頁。これに反対するものとして伊藤靖史・  
2（1）④原審判批・ジュリスト1479号（2015年）102頁、山田剛志・2（1）④判批・  
判例時報2302号（2016年）184頁。なお、金融商品取引法上の責任に関する事例であ  
るが、東京地判平成25年10月15日2013WLJPCA10158003（ニユスコ事件）は、  
上場会社における有価証券報告書の虚偽記載につき、常勤監査役と社外監査役との職  
務分担の定めや社外監査役の監査の方法は監査役監査基準に照らしても不相当であっ  
たとはいえ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった（金融商  
品取引法21条2項1号）として責任を否定している。責任肯定のために参照するか責  
任否定のために参照するかの違いはあるが、この裁判例においても監査役監査基準を  
上場会社の監査役の責任の判断において参照されるべきものとしている。
- (19) 岡田昌浩・2（1）④原審判批・法学教室414号（2015年）別冊19頁。

### 3 監査役の種類と責任

#### (1) 会計限定監査役

会計限定監査役については、任務懈怠が認められたとしても、会社または第三者の損害との因果関係が認められにくい。

会社の損害と因果関係が認められた例としては、(細かい事情は不明だが)粉飾決算により違法配当等がなされた場合(1(1)②, ④)、(こちらも細かい事情は不明だが)取締役の私的な事項に支出がなされた場合(1(1)③)があり、あと控訴審で覆されているが残高証明書の偽造による横領の場合(2(1)②)がある。第三者の損害との因果関係が認められた例として、粉飾決算を見逃したことにより倒産した場合(1(3)⑩)があり、また、FX取引への投資の預り金の不正流用の場合(1(3)④)がある。これに対し、因果関係が否定された例としては、粉飾決算・虚偽記載等と倒産の間に因果関係がないとするもの(1(4)(a)①, (b)④, ⑤)、詐欺等による損害との間に因果関係がないとするもの(2(4)(b)①, ③, ⑦)などがある。

会計限定監査役は、前述の通り会社法上は是正権限が与えられていない。これに関し、1(3)④は、会計限定監査役についても、「会社の財産が損なわれ、それによって会社債権者に差し迫った被害の発生が予見されるような特段の事情がある場合には、監査役は調査の権限を行使して、その結果に基づいて取締役に違法行為を中止することを求める権利と義務が生ずるというべき」とする。しかし、このような見解には、批判のあるところである<sup>(20)</sup>。第一審である1(4)(b)①は、財務状況自体を是正させるための意見を述べたりする必要はないとして、因果関係を否定している。監査役が弁護士であることに着目しても、1(3)④判決の判断には疑問がある。

---

(20) 会計限定監査役には是正義務を認めることに消極的な見解として、片木晴彦・1(3)④判批・私法判例リマックス47号(2013年)89頁、高橋均・1(3)④判批・ジュリスト1457号(2013年)113頁。

このように、関係限定監査役についてはその権限が限定されることを考えれば、因果関係が認められる場合は、粉飾決算による違法配当がなされ会社に損害が生じたとか、粉飾決算を信じて取引に入ったり、粉飾決算により会社が倒産したりして第三者に損害が生じたとかといった場合に限られることとなろう。

## (2) 非常勤監査役その他職務の分担

非常勤の社外監査役については、常勤監査役などの報告を信頼したことで、取締役の任務懈怠を認識できなかったと認定され責任が否定される場合がある（2（2）（a）④、（4）（a）⑧など）。また、非常勤監査役に限らず、他の監査役の監査結果を信頼した場合（1（2）（b）①）、公認会計士などの専門家の判断などを信頼した場合（2（2）（a）⑥、⑦）に、同様に責任が否定されている。

会社の規模などにもよるが、監査役が単独で会社のすべての業務を監査できないことは少なくない。会社法が監査役会制度を置いているのも、適切かつ効果的な組織監査を行うため必要な事項を決定し、また監査役相互の情報交換と議論を通じて監査の実効性を高めることを目的とする<sup>(21)</sup>。とすれば、社外監査役（非常勤監査役）は、取締役会において職務執行の監査を行い、監査役会において常勤監査役が適切に日常的な監査をしていることをチェックしていれば、常勤監査役の監査を信頼することができる<sup>(22)</sup>、と考えるべきであろう。監査役会の決定で定められた職務分担が合理的と判断される限り、各監査役は、自己の分担外の事項については職務遂行上の注意義務が軽減される<sup>(23)</sup>。

---

(21) 落合誠一編『会社法コメンタール8』（商事法務、2009年）456頁以下〔森本滋〕。

(22) 片木・前掲脚注4・965頁、前掲脚注21・コメンタール8・471頁〔森本滋〕、前掲脚注9・コメンタール9・275頁〔森本滋〕。

(23) 江頭・前掲脚注5・563頁。

さらに、監査役の注意義務の軽減は、監査役会で決められた職務分担に基づく監査役間における信頼によるものに限られないだろう。常勤監査役を含む監査役が、会計監査人、監査役室スタッフ、外部の専門家などの報告等を信頼する場合についても、同様のことがいえると思われる<sup>(24)</sup>。

ただし、監査役は独任制をとっているのであり、無条件で他者の報告等を信頼できるわけではない。監査役は監査役会で各監査役の報告を聴き、その結果として、監査役としての善管注意義務をもって相当と判断できる場合は、その結果に基づき自己の監査意見を表明することができるが、他の監査役から報告がないためその者の職務に疑念を抱くべき特段の事情はなかったというだけでは、相当の注意義務を尽くしたとはいえない。監査役は、他の監査役の職務が適正に遂行されているかを確認できる程度の報告を受ける必要がある<sup>(25)</sup>。社外監査役は、監査役会の決議により職務分担を決めたとしても、社内監査役が収集した情報を基に判断する場合は、その情報収集の方法、結果を精査しそれが信頼に足るべきものかにつき相当の注意を払う必要がある<sup>(26)</sup>。

そして、こうしたことの反面として常勤監査役については、自ら調査権限を行使して情報収集をする必要がある、すなわち情報収集をしなければ責任に問われることが比較的多いこととなろう。常勤監査役は調査権限を日常的に行使し、これにより取締役の違法・不当な行為ないしはその潜在的危険性の早期発見および早期除去に努めること（事前監督機能）が期待される<sup>(27)</sup>。

(24) 近藤・前掲脚注3・283頁も、1(2)(a)①の裁判例に関して「監査役に個別取引の詳細を一から精査することまでは求められておらず、下部組織等が適正に職務を遂行していることを前提として、そこから挙がってくる報告等を前提に調査、確認すれば良いとしている。ただし、リスク管理体制の構築およびこれに基づく管理の状況について監査することは求められている」としている。

(25) 藤原俊雄「監査役への任務懈怠責任」法曹時報63巻8号（2011年）1772頁。

(26) 藤原・前掲脚注25・1773頁。

(27) 片木・前掲脚注4・704頁以下。

調査権限の不行使による監査役の任務懈怠責任の可能性は、最低限の日常的調査活動のインセンティブを常勤監査役に付与することとなろう。

#### 4 監査役の属性と責任

##### (1) 専門家

監査役が弁護士や公認会計士などといった専門家である場合、そのことを責任を肯定する方向で参考にしてしている裁判例が見られる<sup>(28)</sup>。たとえば、2（1）④は、監査役に内部統制システムを構築するよう助言または勧告すべき義務があると判断するにあたって、在任期間の長さや職務分担、取締役会への出席を通じた代表取締役の任務懈怠行為の内容の熟知とともに、20年近いキャリアの公認会計士であることを事情として挙げている。1（3）⑩は、監査役が弁護士であることから監査役に就任した以上一般人に比して監査役の職務をより一層真摯になすべきことが期待される職責にあるとし、また弁護士が会社の決算を真面目に検討すれば会社が健全な経営を営んでいるかどうか相当の疑問を抱いたものと推測されるとして、任務懈怠や重過失を認めている。2（1）②は、控訴審で覆されているが、被告は監査役就任当時に公認会計士および税理士であり報酬も当時の物価からすれば安くなかったので専門的能力を買われて原告の監査役に選任されたものと推認され、そうすると、被告監査役の善管注意義務の水準は、公認会計士および税理士としての専門的能力を有さない一般的な監査役の善管注意義務の水準よりも高くなると判断されている。また1（3）④は、弁護士であれば報道内容に接すれば、経理に通じていなくても、本件会社の悪質性が良く分かること、弁護士資格を利用して営業活動をしないよう経営者を指導できるしすべきであることを挙げて、重過失を認めている。さらに、弁護士として匿名組合に信用を付加すると

---

(28) 監査役解任に際して、専門家としての過誤があったことで正当事由を認めた裁判例も見られる。東京高判昭和58年4月28日判例時報1081号130頁は、税理士である監査役につき、税務処理上の過誤を、解任の正当事由と認めている。

もに、法律の専門知識を活用して会社の監査役として企業活動の健全性をチェックする立場にあったから、辞任その他弁護士として採り得る他の方法を用いて被害者の出現を防止することができたとして因果関係も認めている。ただし、1(3)④のこの判断については、疑問も呈されているところである<sup>(29)</sup>。

そして、2(1)②の上告審判決である2(2)(c)①では、補足意見で、「監査役職務は法定のものである以上、会社と監査役の間において監査役の責任を加重する旨の特段の合意が認定される場合は格別、そうでない限り、監査役の属性によって監査役の職務内容が変わるものではない」(草野耕一裁判官補足意見)という判断が示されている。監査役が専門家の属性を持っていれば常に注意義務の水準が高くなるわけではなく、専門的能力を評価されて監査役に選任された者につき、期待される注意義務の水準は高くなる、と考えるべきであろう<sup>(30)</sup>。

このように解したとして、特段の合意をいかに認定するか問題となるが、これは外形から判断することとなるだろう。すなわち、報酬や監査の実情などから合意があったか否かを判断することになる。

上場会社の社外監査役として弁護士や公認会計士といった資格を有する専門家を選任する場合に関しては、通常は特段の合意があると解釈されるようにも思われる。これは、こうした会社において資格を有する専門家が社外監査役候補とされる場合、専門家の能力が評価されていることが株主に開示されることが通常で、株主もそのことを踏まえて選任しているものとされると

(29) 高橋・前掲脚注20・112頁は、1(3)④が、弁護士である以上は不祥事全般に関する善管注意義務を認めているが、弁護士という有資格者が全ての不祥事問題に精通していると断言すべきでない、とする。

(30) 藤原・前掲脚注25・1768頁。また、江頭・前掲脚注5・449頁は、取締役につきとくに専門的能力を買われて選任された者は期待される水準が高くなるとするが、その際に監査役に関する前掲東京高判昭和58年4月28日を参照している。

考えられるからである。

まず、コーポレートガバナンス・コードは「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」としており（原則4-11）、こうしたコードの適用を前提とすれば、とくに財務・会計・法務の専門家（公認会計士、税理士、弁護士など）を監査役候補とすることは、専門家としての知見を監査に生かすことを期待してそのような選択をしているといえよう。

上場会社においては、株主総会において書面議決権行使を認める（会社法298条1項3号）ことが要求されている（たとえば東京証券取引所有価証券上場規程435条）。書面議決権行使が認められる株主総会においては、株主に株主総会参考書類を交付しなければならない（会社法301条）。そして、株主総会参考書類においては候補者の略歴の記載が要求され（会社法施行規則76条1項1号）、ここで通常は専門家であることが開示される。また、社外監査役候補者については、当該候補者を社外監査役候補者とした理由の記載が要求され（会社法施行規則76条4項2号）、専門家である社外監査役候補者については、専門的知見を活かすことを期待して候補者とした旨説明されるのが通常であろう。このように取締役会が専門的能力を評価して社外監査役候補とした者に関して選任決議が成立するということは、多くの株主が候補者の専門性を買って賛成票を投じたものと考えてよいのではないだろうか。

さらに、令和元年会社法改正により、電子提供制度が導入されている。上場会社は振替株式発行会社であるが（たとえば東京証券取引所有価証券上場規程205条12号、211条6号、217条7号）、振替株式発行会社は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）。電子提供措置をとる旨を定款で定めた会社において、株主総会参考書類は、電子提供される（会社法325条の2第1項）。つまり、専門的能力を評価して社外監査役候補とされたことは株主に限らず広く公衆



に開示されることとなるのである。とすれば、株主のみならず、会社と取引関係に入る第三者などについても、当該社外監査役の専門的能力への期待がある可能性がある。

## (2) 名目的監査役

責任追及されている監査役がなんらの職務も行っていない、いわゆる名目的監査役である例は少なくない。こうした名目的監査役の中には、就任に際して、名前だけ貸してくれればよいとか、職務をしなくてもよいとかといった約束を会社(代表取締役)としていることもしばしば見られる。しかし、裁判例はすべて、そのような約束の効果は認めていない(1(1)③, (3)②, ⑦, (4)(b)⑥, 2(3)⑦, ⑨, ⑭, ⑰, (4)(c)①など)。職務をしなくてもよいという特約を締結しているとしても、それが責任を免除するものではないことは当然である(会社法424条参照)。善管注意義務の水準を引き下げたものとも解されない。

このように名目的監査役であれば任務懈怠は当然認定されるが、因果関係、および重過失については、当然に認定されるものではない。通常の監査役であっても取締役の任務懈怠を防止することが不可能または困難であった場合、因果関係が否定されるか、重過失が否定されることとなる。

会計限定監査役である例を別にすると、因果関係が否定された例としては、ワンマン経営などにより是正は不可能であったとするもの(1(4)(b)③, 2(4)(b)⑧)、発見が不可能であったとするもの(2(4)(b)④, ⑤)などがある。また、重過失が否定された例としては、監査役として未熟であるなどの事情があるもの(1(4)(c)②)、就任時にすでに倒産状態であったもの(2(4)(c)①)、就任の認識が薄いことが考慮されたもの(2(4)(b)⑤, (c)②)、辞任しており登記上の監査役に過ぎない(1(4)(c)③)<sup>(31)</sup>などがある。

なお、「対第三者責任と異なり対会社責任との関連においては、個別事情に

配慮して弾力的取り扱いをすることが合理的な場合もあろう」との指摘もある<sup>(32)</sup>。たとえば、2 (2) (a) ①のように、請求が信義則違反・権利濫用とされるという場合も考えられなくはないように思われる<sup>(33)</sup>。

---

(31) なお、このような登記上の役員に過ぎない者に関しては、原則として対第三者責任を負うものでなく、役員が退任したにかかわらず、その退任の登記前、なお積極的に役員としての対外的または内部的な行動を取っていた場合に、第三者が責任追及できるとするのが判例である。最判昭和37年8月28日最高裁判所裁判集民事62号273頁。

(32) 前掲脚注9・コメンタール9・275頁〔森本滋〕。

(33) ただし、2 (2) (c) ①の判断に対しては、弥永真生・2 (2) (c) ①判批・ジュリスト1541号（2020年）3頁は、むしろ他の役員に求償することで対処すればよいという立論にも相当の説得力はありとし、また一ノ澤直人・2 (2) (c) ①判批・私法判例リマークス61号（2020年）97頁は、かかる立論を妥当とする。2 (2) (c) ①も、被告監査役の過失相殺の主張に対し、役員間の責任の分担については被告が代表取締役等に求償することによって解決を図るほかない、としている。